水俣病関係手帳とマイナンバーカードの連携のご案内
オンライン資格確認利用申請について（お願い）

令和8年 11 月
新潟県福祉保健部生活衛生課

日頃より、水俣病に関する取組みにご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

新潟県では、水俣病関係手帳（医療手帳・水俣病被害者手帳）をお持ちの方を対象に、令和9年4月から、マイナンバーカード（マイナ保険証）を利用した資格確認を開始する予定です。これにより、医療機関（病院・診療所）や薬局の窓口でマイナンバーカードを提示することで、健康保険証の情報に加え、水俣病関係手帳の資格情報も確認できるようになります。

つきましては、マイナンバーカードとの連携を希望される場合は、裏面に記載の内容をご確認の上、**郵送**にてお手続きをお願いします。

～注意事項～

- 手帳をマイナンバーカードと連携するためには、**あらかじめマイナ保険証の利用登録を行った上で、県への申請が必要**です。
- 手帳をマイナンバーカードと一体化させた後も、**紙の手帳はそのままお持ちください**（手帳を新潟県に返還する必要はありません。また、手帳を廃棄しないでください。）。
- **資格情報の読み取りに対応していない医療機関・薬局があります。**その場合は、紙の手帳を提示する必要があります。**今後も受診の際は、紙の手帳を携行してください**。
- **整骨院や鍼灸院等で施術を受ける場合や、温泉療養を受ける場合**は、これまでどおり紙の手帳を提示してください。
- システム環境の整備状況により、運用開始時期が早まる可能性があります。
- 手帳の資格情報をマイナンバーカードと連携しない場合でも、引き続き紙の手帳をご利用いただけます。

お手続きの方法は、裏面をご覧ください。

～お手続きの方法～

◆郵送によるお手続き



▼＜提出書類＞

①オンライン資格確認利用申請書（別紙）

※赤枠の空欄部分の項目を御記入ください。

②マイナンバーカードのコピー（**表面・裏面の両方が必要**です）

※①の「オンライン資格確認利用申請書」に貼り付けてください。

▼＜提出方法＞

同封の返信用封筒に必要書類を封入の上、下記問い合わせ先へ提出してください。

※個人情報保護の観点から、お手数ですが**郵便局の窓口にて、簡易書留郵便でお送りください（初回は郵送料不要です）。**

※同封の返信用封筒は、令和 10 年 10 月 31 日まで有効です。
こちらの返信用封筒には、切手の貼付は不要です。

※最寄りの役所や、阿賀野川流域自治体に設置の水俣病相談窓口では受け付けることができませんので御留意ください。

▼＜提出期限＞

提出期限はありません。申請は随時受け付けています。

◆提出前の最終チェック

□オンライン資格確認利用申請書の赤枠内は、すべて記入しましたか。

□お手持ちの手帳の記載内容と、オンライン資格確認利用申請書の記載内容に誤りはありませんか。

□マイナンバーカードのコピー（表面・裏面）を貼り付けましたか。

□ご提出いただくマイナンバーカードは、マイナ保険証の利用登録がお済みですか。

□申請書は、郵便局の窓口から提出する必要があることをご確認いただけましたか。

＜お問合せ先＞
〒950－8570
新潟県新潟市中央区新光町４番地1
新潟県福祉保健部生活衛生課公害保健係
電話：025－280－5204
025－280－5207